

## 練馬区立美術館条例

昭和60年3月26日

条例第33号

改正 平成 9年 3月17日条例第21号  
平成14年 3月19日条例第46号

### (目的)

第1条 この条例は、練馬区立美術館(以下「美術館」という。)の設置、管理および利用について必要な事項を定めることにより、美術に関する区民の知識および教養の向上を図り、もって区民文化の発展に寄与することを目的とする。

### (名称および位置)

第2条 美術館の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
練馬区立美術館	東京都練馬区貫井一丁目36番16号

### (事業)

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、つぎの各号に掲げる事業を行う。

- 美術作品その他の美術に関する資料(以下「美術作品等」という。)の収集、保管および展示に関すること。
- 美術に関する調査および研究に関すること。
- 美術に関する展覧会、講演会、講習会、映画会等の主催および援助に関すること。
- 美術館の利用に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、美術館設置の目的達成上必要と認められること。

### (施設)

第4条 美術館につぎの各号に掲げる施設を設ける。

- 常設展示室
- 企画展示室
- 一般展示室
- 創作室
- 前各号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める施設

### (休館日)

第5条 美術館の休館日は、つぎのとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に定める日(1月1日および5月3日を除く。)に当たるときはその翌日とし、5月3日または5月4日に当たるときは5月6日とする。
- 1月1日から同月4日までおよび12月28日から同月31日まで

(開館時間)

第6条 美術館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(観覧料)

第7条 美術館が常設展示する美術作品等の観覧料は、無料とする。

2 美術館が特別に企画し展示する美術作品等を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。

3 前項の観覧料は、別表第1に定める額を限度とし委員会が定める。

(利用施設)

第8条 美術館の施設のうち、利用できる施設はつぎのとおりとする。

- (1) 一般展示室
- (2) 企画展示室
- (3) 創作室

2 一般展示室は、同一人が引き続き6日(休館日を含まない。)を超えて利用することができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 企画展示室は、美術館が実施する事業運営に支障のない範囲で利用することができる。この場合において、同一人が引き続き利用できる日数は、一般展示室と同様とする。

4 創作室は、同一人が同一月につき4日を超えて利用することができない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(施設利用手続等)

第9条 美術館の施設を利用しようとする者は、練馬区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定めるところにより申請し、委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認に際し、必要な条件を付けることができる。

(施設使用料)

第10条 前条の規定により利用の承認を受けた者(以下「施設利用者」という。)は、別表第2に定める施設使用料を前納しなければならない。

(観覧料等の減免)

第11条 委員会は、特に必要があると認めるときは、第7条第2項に規定する観覧料および前条に規定する施設使用料(以下「観覧料等」という。)を減額し、または免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第12条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(入館および施設利用の制限)

第13条 美術館に入館しようとする者または美術館の施設を利用しようとする者が、つぎの各号の一に該当するときは、委員会は、入館を拒否し、または施設の利用を承認しない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、付属設備または美術作品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 美術館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が入館または施設の利用を不相当と認めるとき。

(施設利用権の譲渡等の禁止)

第14条 施設利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(退館命令)

第15条 美術館に入館した者(以下「入館者」という。)が、つぎの各号の一に該当するときは、委員会はその者に対し退館を命じることができる。

- (1) 第13条各号の一に該当するに至ったとき。
- (2) この条例または委員会の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

(利用承認の取消し等)

第16条 委員会は、施設利用者がつぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を制限し、もしくは停止することができる。

- (1) 利用の目的または条件に違反したとき。
- (2) この条例または委員会の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の理由により施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めたとき。

(原状回復の義務)

第17条 施設利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 入館者または施設利用者が、美術館の建物、付属設備、美術作品等を損傷し、または滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。ただし、第9条から第14条までおよび第16条の規定は、同年4月1日から施行する。

付 則(平成9年3月条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立美術館条例(以下「新条例」という。)別表第2に規定する使用料(創作室に限る。)については、平成9年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2に規定する使用料(創作室を除く。)については、平成9年10月1日以後の利用に係る分について適用し、同年9月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成14年3月条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条および第6条の改正規定ならびに別表第2の改正規定(利用単位に係る部分に限る。)は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の練馬区立美術館条例(以下「新条例」という。)別表第2に規定する使用料(創作室に限る。)については、平成14年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2に規定する使用料(創作室を除く。)については、平成14年10月1日以後の利用に係る分について適用し、同年9月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

練馬区立美術館条例

別表第1(第7条関係)

	観覧料
小・中学生	1人1回につき 500円
その他の者	1人1回につき 1,000円

備考 就学年齢に達しない者は、無料とする。

別表第2(第10条関係)

施設	利用単位	午前10時から午後1時まで	午後2時から午後6時まで
創作室		1,200円	1,600円
一般展示室			全日4,000円
企画展示室(1)			全日8,000円
企画展示室(2)			全日8,000円